

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う通知の一部改正について

産業廃棄物行政については、かねてから御尽力いただき御礼申し上げます。今般、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の一部が令和 7 年 6 月 1 日から施行され、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、新たに「拘禁刑」が創設されたところである。

これに伴い、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号。以下「改正法」という。）により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）における罰則等の規定に所要の改正が行われたところであり、関連する通知についても下記のとおり改正することとしたので通知する。

なお、改正法第 441 条第 1 項の規定のとおり、改正法の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によることとされている旨申し添える。

記

1. 令和 3 年 4 月 14 日付け環循規発第 2104141 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「行政処分の指針について（通知）」

一部を次の表のとおり改正する。

改正後	改正前
第 2 産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し（法第 14 条の 3 及び第 14 条の 3 の 2）	第 2 産業廃棄物処理業の事業の停止及び許可の取消し（法第 14 条の 3 及び第 14 条の 3 の 2）
1 （略）	1 （略）
2 要件	2 要件
(1)～(3) （略）	(1)～(3) （略）

(4) (略)

① (略) 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者が執行猶予を取り消されることなく執行猶予の期間を経過したときは、刑法第 27 条の 7 により、刑がその拘禁刑を執行が猶予されなかった部分の期間（以下「実刑期間」という。）を刑期とする拘禁刑に減軽され、実刑期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとされることから、この者は、実刑期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない間、同号ハに該当すること。

② (略) 特に法人の役員又は令第 4 条の 7 に定める使用人であった期間中の行為につき、拘禁刑以上の刑が確定する前に役員等を辞任した者又は法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、令第 4 条の 6 各号に掲げる法令若しくは暴力団対策法の規定に違反し若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、（中略）例えば、役員 a が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反により拘禁刑に処せられた場合（法上の悪質性が重大でない場合）、役員 a が欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）に該当することにより、法人

(4) (略)

① (略) 刑の一部の執行猶予の言渡しを受けた者が執行猶予を取り消されることなく執行猶予の期間を経過したときは、刑法第 27 条の 7 により、刑がその懲役又は禁錮を執行が猶予されなかった部分の期間（以下「実刑期間」という。）を刑期とする懲役又は禁錮に減軽され、実刑期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日において、刑の執行を受け終わったものとされることから、この者は、実刑期間の執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない間、同号ハに該当すること。

② (略) 特に法人の役員又は令第 4 条の 7 に定める使用人であった期間中の行為につき、禁錮以上の刑が確定する前に役員等を辞任した者又は法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）、令第 4 条の 6 各号に掲げる法令若しくは暴力団対策法の規定に違反し若しくは刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、（中略）例えば、役員 a が道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）違反により禁錮刑に処せられた場合（法上の悪質性が重大でない場合）、役員 a が欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号イ）に該当することにより、法人 A は欠格

<p>Aは欠格要件（法第 14 条第 5 項第 2 号ニ）に該当し、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号により許可が取り消されるが、（略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 暴力団対策法の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、<u>第 208 条の 2</u>、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）</p> <p>ニ～チ （略）</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>3～6 （略）</p>	<p>要件（法第 14 条第 5 項第 2 号ニ）に該当し、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号により許可が取り消されるが、（略）</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 暴力団対策法の規定に違反し、又は刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、<u>第 208 条の 3</u>、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）</p> <p>ニ～チ （略）</p> <p>⑤・⑥ （略）</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>3～6 （略）</p>
--	--

2. 令和 7 年 3 月 28 日付け環循規発第 2503286 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「欠格事由の該当の有無に係る照会における公印の押印の取扱いについて（通知）」

別紙様式 1 から別紙様式 3 までを廃止する。また、今後、貴職において地方検察庁に対し欠格事由の該当の有無につき照会を行う際は、本通知に添付する様式によって行うこととする。なお、公印の押印は不要とされたい。

別添様式1（ひな形）

文 書 番 号
年 月 日

地方検察庁（検察官） 殿

都道府県知事
市長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者
等の欠格事由に関する調査について（照会）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可、同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可又は同法第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可をするに当たって、貴庁の管轄区域内に本店又は主たる事務所を有する下記の法人について、欠格事由の有無を調査する必要があるので、別紙により御回答願いたく照会します。

記

- 1 本店又は主たる
事務所の所在地
- 2 名 称
- 3 代表者の氏名

都道府県知事 殿
市長

地方検察庁（検察官）

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等の欠格事由に関する調査について
（回答）

年 月 日付 第 号をもって照会のあった下記の法人に対する標記の
調査については、次のとおり回答します。

記

- 1 本店又は主たる事務所の所在地
- 2 名称
- 3 代表者の氏名
- 4 回答内容（該当事項に○印を記入願います。）

A	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律					1 該当する
	(2) 浄化槽法					
	(3) 大気汚染防止法					
	(4) 騒音規制法					
	(5) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律					
	(6) 水質汚濁防止法					2 該当しない
	(7) 悪臭防止法					
	(8) 振動規制法					
	(9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律					
	(10) ダイオキシン類対策特別措置法					
	(11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法					
A に 該 当 す る 裁 判 の 内 容	罪名	刑名、刑期・金額	裁判所	裁判の日	確定の日	刑執行終了
		罰金 円	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		罰金 円	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日

（注）上記に裁判内容を記入願います。

別添様式2（ひな形）

文 書 番 号
年 月 日

地方検察庁（検察官） 殿

都道府県知事
市長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者
等の欠格事由に関する調査について（照会）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可、同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可又は同法第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可をするに当たって、下記の者について、欠格事由の有無を調査する必要があるので、別紙により御回答願いたく照会します。

記

1 国籍

2 国籍の属する国に
おける住所又は居所

3 居住地

4 氏名

5 生年月日 年 月 日

都道府県知事 殿
市長

地方検察庁（検察官）

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等の欠格事由に関する調査について
（回答）

年 月 日付 第 号をもって照会のあった下記の者に対する標記の調査
については、次のとおり回答します。

記

- 1 国 籍
- 2 国籍の属する国に
おける住所又は居住
- 3 居 住 地
- 4 氏 名
- 5 生年月日
- 6 回答内容（該当事項に○印を記入願います。）

A	拘禁刑以上の刑（懲役及び禁錮を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった（刑の時効完成又は刑の執行免除）日から5年を経過しない者	1 該当する 2 該当しない
B	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (2) 浄化槽法 (3) 大気汚染防止法 (4) 騒音規制法 (5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (6) 水質汚濁防止法 (7) 悪臭防止法 (8) 振動規制法 (9) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (10) ダイオキシン類対策特別措置法 (11) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	1 該当する 2 該当しない

	(13) 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条 (14) 暴力行為等処罰ニ関スル法律					
A・Bに該当する裁判の内容	罪名	刑名、刑期・金額	裁判所	裁判の日	確定の日	刑執行終了
		拘禁刑 年 月 懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		拘禁刑 年 月 懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日
		拘禁刑 年 月 懲役 年 月 禁錮 年 月 罰金 円 執行猶予 年	裁判所 支部	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(注) 上記に裁判内容を記入願います。

検察庁（検察官） 殿

都道府県知事
市長

産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者等に
係る刑事確定訴訟記録の閲覧及び謄写申請について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条の規定による産業廃棄物処理業の許可、同法第14条の4の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可又は同法第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可をするに当たって必要がありますので、下記事案に係る刑事確定訴訟記録の閲覧及び謄写申請を申し出ます。

記

- 1 被告人
- 2 宣告裁判所
- 3 裁判言渡年月日